

平成三十年国土交通省令第八百三十三号

所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法（平成三十年法律第四十九号）第三十九条第一項、第四十一条、第四十五条及び第四十七条並びに所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法施行令（平成三十年政令第三百八号）第一条第二号から第五号までの規定に基づき、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法施行規則を次のように定める。

目次

第一章 総則（第一条～第三条）
第二章 所有者不明土地の利用の円滑化及び管理の適正化のための特別の措置
第一節 地域福利増進事業の実施のための措置
第二款 裁定による特定所有者不明土地の使用（第十一条～第三十三条）
第一款 地域福利増進事業のための特定所有者不明土地の収用又は使用に関する土地収用法の特例（第三十四条～第五十一条）
第二款 都市計画事業のための特定所有者不明土地の収用又は使用に関する特例（第五十二条）
第三節 所有者不明土地の管理の適正化のための措置（第五十三条）
第四章 土地所有者確有必要情報を保有すると思料される者（第五十八条）
第五章 雜則（第五十九条・第六十条）
第一章 総則（土地所有者不明土地利用円滑化等推進法人の措置）

第一号から第四号まで又は令第十一条第一号から第四号までに掲げる措置（市町村長が所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法（以下「法」という。）第三十八条第一項の規定による勧告をしようとする場合又は国の行政機関の長若しくは地方公共団体の長（以下「国の行政機関の長等」という。）が法第四十二条第一項から第三項まで若しくは第五項（第四項に係る部分を除く。）の規定による請求をしようとする場合にあっては、令第一条第一号から第四号までに掲げる措置）により判明したものに限る。

一 当該土地を現に占有する者

二 当該土地に関し所有権以外の権利を有する者

三 当該土地にある物件に関し所有権その他の権利を有する者

四 令第一条第五号に規定する措置をとつてもなお当該土地の所有者の全部又は一部を確知することができなかつた場合においては、当該措置の対象者

五 当該土地の固定資産課税台帳を備えると思料される市町村の長（当該土地が特別区の区域内にある場合にあっては、都の知事）

六 当該土地の地籍調査票を備えると思料される都道府県の知事又は市町村の長

七 当該土地が農地である場合においては、そ

の農地台帳を備えると思料される農業委員会

八 当該土地が森林の土地である場合においては、その林地台帳を備えると思料される市町

村の長

九 当該土地が所有者の探索について特別の事情を有するものとして国土交通大臣が定める土地である場合においては、国土交通大臣が定める者

十 当該土地の所有者と思料される者が個人である場合においては、次に掲げる者

イ 親族

ロ 当該土地の所有者と思料される者が日本

の国籍を有し、かつ、外国に住所を有する

と思料される場合であつて、探索を行う者

が国の行政機関の長等である場合においては、在外公館の長

十一 当該土地の所有者と思料される者が法人である場合においては、次に掲げる者

イ 当該法人の代表者

十二 法第十一号に掲げる者

十三 法第二条第三項各号に掲げる者

十四 法第二条第三項各号に掲げる者

十五 法第二条第三項各号に掲げる者

十六 法第二条第三項各号に掲げる者

十七 法第二条第三項各号に掲げる者

十八 法第二条第三項各号に掲げる者

十九 法第二条第三項各号に掲げる者

二十 法第二条第三項各号に掲げる者

二十一 法第二条第三項各号に掲げる者

二十二 法第二条第三項各号に掲げる者

二十三 法第二条第三項各号に掲げる者

二十四 法第二条第三項各号に掲げる者

二十五 法第二条第三項各号に掲げる者

二十六 法第二条第三項各号に掲げる者

二十七 法第二条第三項各号に掲げる者

二十八 法第二条第三項各号に掲げる者

二十九 法第二条第三項各号に掲げる者

三十 法第二条第三項各号に掲げる者

三十一 法第二条第三項各号に掲げる者

三十二 法第二条第三項各号に掲げる者

三十三 法第二条第三項各号に掲げる者

三十四 法第二条第三項各号に掲げる者

三十五 法第二条第三項各号に掲げる者

三十六 法第二条第三項各号に掲げる者

三十七 法第二条第三項各号に掲げる者

三十八 法第二条第三項各号に掲げる者

三十九 法第二条第三項各号に掲げる者

四十 法第二条第三項各号に掲げる者

四十一 法第二条第三項各号に掲げる者

四十二 法第二条第三項各号に掲げる者

四十三 法第二条第三項各号に掲げる者

四十四 法第二条第三項各号に掲げる者

四十五 法第二条第三項各号に掲げる者

四十六 法第二条第三項各号に掲げる者

四十七 法第二条第三項各号に掲げる者

四十八 法第二条第三項各号に掲げる者

四十九 法第二条第三項各号に掲げる者

五十 法第二条第三項各号に掲げる者

五十一 法第二条第三項各号に掲げる者

五十二 法第二条第三項各号に掲げる者

五十三 法第二条第三項各号に掲げる者

五十四 法第二条第三項各号に掲げる者

五十五 法第二条第三項各号に掲げる者

五十六 法第二条第三項各号に掲げる者

五十七 法第二条第三項各号に掲げる者

五十八 法第二条第三項各号に掲げる者

五十九 法第二条第三項各号に掲げる者

六十 法第二条第三項各号に掲げる者

六十一 法第二条第三項各号に掲げる者

六十二 法第二条第三項各号に掲げる者

六十三 法第二条第三項各号に掲げる者

六十四 法第二条第三項各号に掲げる者

六十五 法第二条第三項各号に掲げる者

六十六 法第二条第三項各号に掲げる者

六十七 法第二条第三項各号に掲げる者

六十八 法第二条第三項各号に掲げる者

六十九 法第二条第三項各号に掲げる者

七十 法第二条第三項各号に掲げる者

七十一 法第二条第三項各号に掲げる者

七十二 法第二条第三項各号に掲げる者

七十三 法第二条第三項各号に掲げる者

七十四 法第二条第三項各号に掲げる者

七十五 法第二条第三項各号に掲げる者

七十六 法第二条第三項各号に掲げる者

七十七 法第二条第三項各号に掲げる者

七十八 法第二条第三項各号に掲げる者

七十九 法第二条第三項各号に掲げる者

八十 法第二条第三項各号に掲げる者

八十一 法第二条第三項各号に掲げる者

八十二 法第二条第三項各号に掲げる者

八十三 法第二条第三項各号に掲げる者

八十四 法第二条第三項各号に掲げる者

八十五 法第二条第三項各号に掲げる者

八十六 法第二条第三項各号に掲げる者

八十七 法第二条第三項各号に掲げる者

八十八 法第二条第三項各号に掲げる者

八十九 法第二条第三項各号に掲げる者

九十 法第二条第三項各号に掲げる者

九十一 法第二条第三項各号に掲げる者

九十二 法第二条第三項各号に掲げる者

九十三 法第二条第三項各号に掲げる者

九十四 法第二条第三項各号に掲げる者

九十五 法第二条第三項各号に掲げる者

九十六 法第二条第三項各号に掲げる者

九十七 法第二条第三項各号に掲げる者

九十八 法第二条第三項各号に掲げる者

九十九 法第二条第三項各号に掲げる者

一百 法第二条第三項各号に掲げる者

一百一 法第二条第三項各号に掲げる者

一百二 法第二条第三項各号に掲げる者

一百三 法第二条第三項各号に掲げる者

一百四 法第二条第三項各号に掲げる者

一百五 法第二条第三項各号に掲げる者

一百六 法第二条第三項各号に掲げる者

一百七 法第二条第三項各号に掲げる者

一百八 法第二条第三項各号に掲げる者

一百九 法第二条第三項各号に掲げる者

一百二十 法第二条第三項各号に掲げる者

一百二十一 法第二条第三項各号に掲げる者

一百二十二 法第二条第三項各号に掲げる者

一百二十三 法第二条第三項各号に掲げる者

一百二十四 法第二条第三項各号に掲げる者

一百二十五 法第二条第三項各号に掲げる者

一百二十六 法第二条第三項各号に掲げる者

一百二十七 法第二条第三項各号に掲げる者

一百二十八 法第二条第三項各号に掲げる者

一百二十九 法第二条第三項各号に掲げる者

一百三十 法第二条第三項各号に掲げる者

一百三十一 法第二条第三項各号に掲げる者

一百三十二 法第二条第三項各号に掲げる者

一百三十三 法第二条第三項各号に掲げる者

一百三十四 法第二条第三項各号に掲げる者

一百三十五 法第二条第三項各号に掲げる者

一百三十六 法第二条第三項各号に掲げる者

一百三十七 法第二条第三項各号に掲げる者

一百三十八 法第二条第三項各号に掲げる者

一百三十九 法第二条第三項各号に掲げる者

一百四十 法第二条第三項各号に掲げる者

一百四十一 法第二条第三項各号に掲げる者

一百四十二 法第二条第三項各号に掲げる者

一百四十三 法第二条第三項各号に掲げる者

一百四十四 法第二条第三項各号に掲げる者

一百四十五 法第二条第三項各号に掲げる者

一百四十六 法第二条第三項各号に掲げる者

一百四十七 法第二条第三項各号に掲げる者

一百四十八 法第二条第三項各号に掲げる者

一百四十九 法第二条第三項各号に掲げる者

一百五十 法第二条第三項各号に掲げる者

一百五十一 法第二条第三項各号に掲げる者

一百五十二 法第二条第三項各号に掲げる者

一百五十三 法第二条第三項各号に掲げる者

一百五十四 法第二条第三項各号に掲げる者

一百五十五 法第二条第三項各号に掲げる者

一百五十六 法第二条第三項各号に掲げる者

一百五十七 法第二条第三項各号に掲げる者

一百五十八 法第二条第三項各号に掲げる者

一百五十九 法第二条第三項各号に掲げる者

一百六十 法第二条第三項各号に掲げる者

一百六十一 法第二条第三項各号に掲げる者

一百六十二 法第二条第三項各号に掲げる者

一百六十三 法第二条第三項各号に掲げる者

一百六十四 法第二条第三項各号に掲げる者

一百六十五 法第二条第三項各号に掲げる者

一百六十六 法第二条第三項各号に掲げる者

一百六十七 法第二条第三項各号に掲げる者

一百六十八 法第二条第三項各号に掲げる者

一百六十九 法第二条第三項各号に掲げる者

一百七十 法第二条第三項各号に掲げる者

一百七十一 法第二条第三項各号に掲げる者

一百七十二 法第二条第三項各号に掲げる者

一百七十三 法第二条第三項各号に掲げる者

一百七十四 法第二条第三項各号に掲げる者

一百七十五 法第二条第三項各号に掲げる者

一百七十六 法第二条第三項各号に掲げる者

一百七十七 法第二条第三項各号に掲げる者

一百七十八 法第二条第三項各号に掲げる者

一百七十九 法第二条第三項各号に掲げる者

一百八十 法第二条第三項各号に掲げる者

一百八十一 法第二条第三項各号に掲げる者

一百八十二 法第二条第三項各号に掲げる者

一百八十三 法第二条第三項各号に掲げる者

一百八十四 法第二条第三項各号に掲げる者

一百八十五 法第二条第三項各号に掲げる者

一百八十六 法第二条第三項各号に掲げる者

一百八十七 法第二条第三項各号に掲げる者

一百八十八 法第二条第三項各号に掲げる者

一百八十九 法第二条第三項各号に掲げる者

一百九〇 法第二条第三項各号に掲げる者

一百九一 法第二条第三項各号に掲げる者

一百九二 法第二条第三項各号に掲げる者

一百九三 法第二条第三項各号に掲げる者

一百九四 法第二条第三項各号に掲げる者

一百九五 法第二条第三項各号に掲げる者

一百九六 法第二条第三項各号に掲げる者

一百九七 法第二条第三項各号に掲げる者

一百九八 法第二条第三項各号に掲げる者

一百九九 法第二条第三項各号に掲げる者

一百二〇 法第二条第三項各号に掲げる者

(土地に工作物を設置している者等に対する土地所有者等関連情報の提供の請求手続)

三 前二号に掲げるもののほか、職員の添書等の探索に関する専門的な知識を習得させる必要があるときに当該要請をしようとする場合に限る。」を記載した職員派遣要請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（令和五年四月一日）から施行する。

別記様式第一（第九条関係）

別紙付録第二（第五回問題）(問題用紙)	
問 題 号	立 八 駒 判
性 別	男
姓 名	又吉又名
上記の者は、所生する地主の利用形態に関する特別財産法典第6条の規定により、下記のとおり知能及び行為能力のあることとする旨を認める。	
1. 地主賃貸業者等の別別	
2. 及入りの者	
3. 女入ることのできる土地及び作物の性状及び地番	
4. 女入ることのできる範囲	
年 月 日	明治20年4月1日
監査官印判	

二 土地所有者等の探索の過程において得られた前項第四号に掲げる事項を明らかにする書類

第四章 所有者不明土地利用円滑化等推進法人

(所有者不明土地対策計画の作成等の提案)

第五十八条 法第五十二条第一項の規定により所有者不明土地対策計画の作成又は変更の提案を行おうとする所有者不明土地利用円滑化等推進法人は、その名称又は商号及び主たる事務所の所在地を記載した提案書に当該提案に係る所有者不明土地対策計画の素案を添えて、市町村に提出しなければならない。

第五章 雜則

(職員の派遣の要請手続)

第五十九条 法第五十三条第一項又は第二項の規定による職員の派遣の要請をしようとする都道府県知事又は市町村長は、次に掲げる事項(第一号に掲げる事項にあっては、地域福利増進事業等の実施の準備のためその職員に土地所有者

（施行期日）
1 この省令は、令和三年一月一日から施行する。
（経過措置）
2 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式による用紙は、当分の間、これを取り繕つて使用することができます。

附 則（令和四年一月一日国土交通省
令第七五号）

（施行期日）
1 この省令は、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法の一部を改正する法律（令和四年法律第三十八号）の施行の日（令和四年十一月一日）から施行する。

（経過措置）
2 この省令の施行の際現にある第一条の規定による改正前の様式による用紙は、当分の間、これを取り繕つて使用することができます。

附 則（令和五年三月三一日国土交通省
令第三二号）

この省令は、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法の一部を改正する法律附

別記様式第十（第三十條を参照）（付則第六条：通則、支2第6回の、一部修正）

規定申請審

岐道市長事務
住 所
氏名又は社名
前項者不景土地の測量の規格化等に関する特許権法第1項の規定により、下記のとおり特許所有者不景土地の登記又は登録についての教諭を申願す。

- 事業の種類
 - 特定所有者不動産の所在、地番、施日及び特質
 - 特定所有者不動産の所有権の全部又は一部を賃借することができない事項
 - 特定所有者不動産に関する賃借権その他の権利を取得し、又は消滅させる事項
 - 特定所有者不動産及び隣接土地にある物件の引渡し又は自動撤去の権能
 - 特定所有者不動産を使用しようとする場合においては、その方法及び期間
 - 事業の実施の有効な月日

備考

不要の部分は削すこと。

記入様式第十一(第四十七条関係)	
書	
案 第 号	身 分 證 明 書
	所 在 地 職 業 及 其 氏 名
<p>上記の者は、<u>西日本旅客鉄道の同局の内勤職員</u>に於ける特徴認定法 第 22 条第 3 項の規定の 第 2 条第 1 項に於ける「被認定する被認定者の 職業」により、<u>監査官に係る監査官所有者</u> <u>並びに監査官所有者不動産に於ける工作物への入庫調査</u>をすることができる者 であることを証明する。</p>	
年 月 日	
取扱委員会	
印	

所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法(抜粋)
第二十二条

不要の部分は消すこと。

（後段略）

記式様第十三(第百三十三条関係)	
表	
第一号	身 分 証 明 書
	住 所 職名及び氏名
<p>上記の者は、所有者不動土地の利用の円滑を図る目的に従事する特別商務法第1条の規定により、所有者不動土地の管理の適正化のための措置に係る管理不全有者と認定され、又は管理不全賃地主への立会査定をすることができる者であることを證する。</p>	
年 月 日	市町村長 印

所有者不明土地の利税の領有地等に関する特許法規法（抜粋）

第二条 第一項の規定により立て調査をする委員又は職員は、その身分を示す認証書を携帯し、調査の請求がなされたときは、これを提示しなければならない。

第七項の規定による立て調査の権限は、権利辨済のために認められたものと解してはならない。

第四十九条 各町村は、この種の規定の施行に必要な範囲において、その職員に、署名の所有者不明土地又は権利辨済の地に立ち入り、その状況を調査せしむる。

3 第十三条第六項及び第七項の規定は、前項の規定による立入調査について準用する。

参考 不整の部分は消すこと。